

## IASB Update

### 2019年3月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 3 月 12 日（火）から 14 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [負債の流動又は非流動への分類（IAS 第 1 号の修正）](#)
- [子会社である SMEs](#)
- [SME 基準のレビューとアップデート](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [採掘活動](#)
- [基本財務諸表](#)
- [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)
- [開示に関する取組み](#)
- [IBOR 改革と財務報告に対する影響](#)

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 4 月 8–12 日

2019 年 5 月 13–17 日

2019 年 6 月 17–19 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は [こちら](#)

### 負債の流動又は非流動への分類（アジェンダ・ペーパー29）

審議会は 2019 年 3 月 12 日に会合し、公開草案「負債の分類」（IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 69 項から第 76 項の修正を提案している）に対するコメントについての議論を継続した。

#### 持分決済要素のある負債（アジェンダ・ペーパー29A）

審議会は、持分決済要素のある負債の分類に関する IAS 第 1 号の要求事項を、次のことによって明確化することを暫定的に決定した。

- 企業自身の資本性金融商品を移転する義務が負債の分類に影響を与える状況を明確化する。
- 資本性金融商品への既存の及び提案している言及が、企業自身の資本性金融商品に対するものであることを明確化する。
- 用語法を合わせる。すなわち、企業自身の資本性金融商品の「相手方への移転」（「発行」ではなく）に言及する。移転という用語は、新たな金融商品の発行を含めて、企業の資本性金融商品を相手方に引き渡すあらゆる手段に当てはまるものとなる。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会はスタッフに、これらの明確化の実務上の影響をよりよく理解するために焦点を絞った協議を行うよう依頼した。

#### 報告期間後に検証される融資条件（アジェンダ・ペーパー29B）

以前の会議で、審議会は、IAS 第1号において次のことを明確化することを暫定的に決定した。負債の決済を企業が延期する権利を評価するに当たって、融資契約のあらゆる条件への遵守状況の評価は、たとえ融資者が企業の遵守状況をその後の日まで検証しない場合であっても、報告日現在で行うべきであるというものである。

今回の会議で、審議会は、企業の財務業績に連動した条件への遵守状況を検証する方法についてさらにガイダンスは追加しないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、経過措置について議論し、本プロジェクトに関するデュー・プロセスをレビューする。

#### 子会社である SMEs（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は2019年3月12日に会合し、子会社である SMEs に関するリサーチ・プロジェクトについてのアップデートを受けた。本プロジェクトは、従来はリサーチ・パイプラインにあったが、現在ではアクティブとなっている。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

スタッフはアウトリーチを実施する。

#### IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は2019年3月12日に会合し、IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビューについて議論した。

審議会は次のことについて議論した。

- a. IFRS for SMEs 基準を完全版 IFRS 基準と揃えるべきかどうか
- b. IFRS for SMEs 基準を新規及び修正 IFRS 基準について更新すべきかどうか、また、どのように更新すべきかを検討する際に適用すべき原則
- c. 情報要請で、第2章「IFRS for SMEs 基準の概念及び全般的な原則」を2018年「財務報告に関する概念フレームワーク」に合わせることを提案すべきかどうか

審議会は何も決定を行わなかった。

#### 今後のステップ

審議会はスタッフに、IFRS for SMEs 基準を新規及び修正 IFRS 基準について更新すべきかどうか及びどのように更新すべきかを検討する際に、諸原則がどのように適用されるのかを示すペーパーを作成するよう指示した。

#### 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2019年3月13日に会合し、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」に対するコメントレーター及びアウトリーチを通じてのフィードバックから生じているテーマについて議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

今後のボード会議で、審議会はディスカッション・ペーパーに対する詳細なコメントレーター分析を受け取る。

### 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2019年3月13日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

審議会は、企業の財務諸表のさまざまな種類の主要な利用者の情報ニーズと、本プロジェクトの範囲に含まれる取引についての測定の代替案を開発するにあたって、それらの情報ニーズをどのように考慮するのかについて議論した。

審議会は、簿価引継アプローチ（predecessor approach）が全株を保有されている企業間の取引（特に、受入企業の融資者及び他の債権者に影響を与えるか又は将来の持分投資者に影響を与える取引）に適用できるのかも議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法に関する議論を今後の会議で継続する予定である。

### 採掘活動（アジェンダ・ペーパー19）

審議会は2019年3月13日に会合し、2010年の「採掘活動」ディスカッション・ペーパーの公表以降の採掘産業の変化についての各国基準設定主体からのフィードバックについて議論した。審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

このリサーチ・プロジェクトの範囲と方向性を決定する前に、審議会は採掘産業についての理解と2010年ディスカッション・ペーパーの発見事項をさらに進展させるための教育セッションを開催する計画である。

### 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は2019年3月13日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 基本財務諸表において要求される表示項目を追加すべきかどうか
- b. 通例でない項目の定義とガイダンス及び開示要求

#### 基本財務諸表において要求される表示項目に関する追加の提案（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 財政状態計算書において下記の項目を表示することを企業に要求する。
  - i. のれん
  - ii. 持分法で会計処理する「不可分な」関連会社及び共同支配企業への投資
  - iii. 持分法で会計処理する「不可分でない」関連会社及び共同支配企業への投資

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

- b. IAS 第 1 号の第 82 項において財務業績の計算書で表示することが要求されている表示項目のリストに、償却、減価償却又は研究開発支出を追加しない。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

#### 通例でない項目（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 通例でない項目を下記の線に沿って定義する。
- 「通例でない項目とは、類似の項目が将来の数報告年度において発生しないことが合理的に予想できるため、予測価値が限定的な収益又は費用をいう。
- 類似の項目とは、その種類及び金額が類似している収益又は費用である。」
- 14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- b. 現在の価値（公正価値を含む。）で測定することが要求されている項目の再測定から生じた利得又は損失は、一般的には通例でない項目に分類すべきではない旨を記述する。14 名の審議会メンバーのうち 11 名がこの決定に賛成し、3 名が反対した。
- c. 財務業績の計算書における費用の分析の方法に関係なく、通例でない費用を性質別の費用区分に関連付けることを企業に要求する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- d. 通例でない項目を生じさせる取引又は他の事象の説明的な記述を提供することを企業に要求する。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。
- e. 通例でない収益又は費用に関連した収益又は費用に関する情報を提供することは企業に要求しない（その収益又は費用自体が通例でない項目の定義を満たす場合は除く）。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

審議会は、次のことを記述したガイダンスを設けないことを暫定的に決定した。

- a. 通例でない項目について提供する情報は中立的であるべきである（財務諸表における情報は中立的であると期待されることに留意して）。
- b. 企業は、類似の項目が将来において発生すると予想することが合理的であるかどうかを評価するために、類似の項目の過去の発生を考慮する場合がある。

14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックを今後のボード会議で引き続き議論する。

### IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 3 月 14 日に会合し、以下のトピックに関する IFRS 第 17 号「保険契約」の考え得る修正について検討した。

- 集約レベル — アジェンダ・ペーパー2A、2B 及び 2C
- 保険カバーを提供するクレジットカード — アジェンダ・ペーパー2D
- 経過措置—リスク軽減オプション — アジェンダ・ペーパー2E
- 経過措置—重大な保険リスクを移転する貸出金 — アジェンダ・ペーパー2F
- 審議会のこれまでの暫定的決定から生じる開示要求の修正 — アジェンダ・ペーパー2G
- 開示要求及び経過措置に対するその他の影響 — アジェンダ・ペーパー2H

### 集約レベル（アジェンダ・ペーパー2A-2C）

審議会は、集約レベルに関しての IFRS 第 17 号の要求事項を変更なしに維持することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 保険カバーを提供するクレジットカード（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、IFRS 第 17 号の範囲から、保険カバーを提供するクレジットカード契約のうち、顧客との契約の価格設定において個々の顧客に関連した保険リスクの評価を企業が反映していないものを除外するように、IFRS 第 17 号を修正することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### 経過措置—リスク軽減オプション（アジェンダ・ペーパー2E）

審議会は、IFRS 第 17 号の要求事項を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 企業がリスク軽減オプションを IFRS 第 17 号への移行日から将来に向かって適用することを認める。これは、企業がリスク軽減オプションを適用するためのリスク軽減関係を IFRS 第 17 号への移行日まで指定することが条件となる。
- b. 直接連動有配当保険契約のグループに IFRS 第 17 号を遡及適用することができる企業に対して、次の条件を満たす場合に、かつ、その場合にのみ、当該グループに公正価値移行アプローチを使用することを認める。
  - i. 当該グループにリスク軽減オプションを移行日から将来に向かって適用することを選択し、かつ、
  - ii. 移行日前に、当該グループから生じた金融リスクを軽減するためにデリバティブ又は保有している再保険契約を利用していた。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した

### 経過措置—重大な保険リスクを移転する貸出金（アジェンダ・ペーパー2F）

審議会は、次の経過措置を維持することを暫定的に決定した。

- a. 重大な保険リスクを移転する貸出金についての IFRS 第 17 号の経過措置（企業がそうした貸出金のポートフォリオに IFRS 第 17 号の要求事項を適用することを選択する場合）
- b. 下記の場合の、重大な保険リスクを移転する貸出金についての IFRS 第 9 号の経過措置
  - i. 企業がそうした貸出金のポートフォリオに IFRS 第 9 号の要求事項を適用することを選択し、かつ、
  - ii. IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号を同時に適用開始する。

審議会は、企業が下記に該当する場合には、重大な保険リスクを移転する貸出金について IFRS 第 9 号の経過措置を修正することを暫定的に決定した。

- a. そうした貸出金のポートフォリオに IFRS 第 9 号の要求事項を適用することを選択し、かつ、
- b. IFRS 第 17 号の適用開始の前に IFRS 第 9 号を適用している。

そのような状況において、審議会は IFRS 第 9 号の経過措置を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 修正案を適用する際に関連性のある IFRS 第 9 号の経過措置を適用することを企業に要求する。
- b. 企業が修正案を最初に適用する日において、修正案を適用する結果として、新たな会計上のミスマッチが生み出されるか、又は従来の会計上のミスマッチが存在しなくなる場合に、企業が新たに公正価値オプションの対象とする金融負債を指定することを認め、公正価値オプションの対象としていた金融負債の従前の指定を取り消すことを要求する。

- c. 修正案の適用を反映するために企業が過去の期間を修正再表示することは要求しないが、特定の条件の下で企業が過去の期間を修正再表示することを認める。
- d. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 28 項(f)で要求されている定量的情報の表示を免除する。
- e. 他の IFRS 基準が要求する開示に加えて、特定の情報を開示することを企業に要求する。要求される具体的な情報は次のとおりである。
  - i. 当該貸出金の従前の分類（該当がある場合には、測定区分を含む）及び修正案の適用直前の帳簿価額
  - ii. 当該貸出金の新たな測定区分及び修正案の適用後に IFRS 第 9 号に従って決定した帳簿価額
  - iii. 従来は FVPL に指定されていたが、修正案の結果としてそのように指定されなくなった金融負債の、修正案の適用開始日現在の財政状態計算書における帳簿価額
  - iv. FVPL で測定する金融負債の指定又は指定解除の理由

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **審議会のこれまでの暫定的決定から生じる開示要求の修正（アジェンダ・ペーパー2G）**

審議会は、下記に関する修正案を反映するために IFRS 第 17 号の開示要求を修正することを暫定的に決定した。

- a. 保険カバーと投資関連サービス又は投資リターン・サービスの両方を考慮することによって決定されたカバー単位に基づいて、純損益に認識した契約上のサービス・マージンについて、下記を要求する。
  - i. 報告期間の末日現在で残存している契約上のサービス・マージンの予想される認識の定量的開示（適切な期間帯で）— すなわち、定性的開示のみを提供するという IFRS 第 17 号の第 109 号の選択肢を削除する。
  - ii. 保険カバーと投資関連サービス又は投資リターン・サービスで提供される便益の相対的なウェイト付けの評価に対するアプローチの具体的な開示（IFRS 第 17 号の第 117 項の開示要求の一部として）
- b. 認識した保険契約グループの測定にまだ含めていない保険獲得キャッシュ・フローについて、下記を要求する。
  - i. これらのキャッシュ・フローによって創出された資産の報告期間の期首現在と期末現在及び変動（具体的には、減損損失又は戻入れの認識）の調整表。この調整表で提供される情報の集約は、関連する保険契約に IFRS 第 17 号の第 98 項を適用する際に企業が使用する集約と整合させるべきである。
  - ii. これらの獲得キャッシュ・フローが、関連する保険契約グループの測定に含められると予想される時期の定量的開示（適切な期間帯で）

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **開示要求及び経過措置に対するその他の影響（アジェンダ・ペーパー2H）**

審議会は、アジェンダ・ペーパー2E、2F 及び 2G の暫定的決定に記載したものを除いて、IFRS 第 17 号のすべての開示要求及び経過措置を変更なしに維持することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

#### **今後のステップ**

2019 年 4 月の会議で、審議会は審議会が暫定的に決定した修正のパッケージを全体として検討する計画である。その会議で審議会は次のことを検討する。

- a. 全体として、修正の便益がコストを上回るかどうか

- b. 全体として、修正が導入を過度に混乱させないかどうか

同じ会議で、スタッフは、IFRS 第 17 号の修正案について書面投票プロセスを開始するための審議会の許可を求める予定である。

## 開示に関する取組み—会計方針（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2019 年 3 月 14 日に会合し、会計方針の開示に関する審議を継続した。

### 設例（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、重要性の実務記述書に示された 4 段階の重要性プロセスを企業がどのように会計方針の開示に適用すべきかを示すために、2 つの設例を使用することを暫定的に決定した。

審議会は、この設例は次のようにすべきであることも暫定的に決定した。

- a. 財務諸表利用者に有用な情報に焦点を当てることの必要性を強調する。
- b. 4 段階の重要性プロセスの適用が、次のことにどのように対応できるのかを示す。
  - i. 財務諸表に重要性がある会計方針の開示におけるボイラープレート又は一般的な情報の使用
  - ii. IFRS 基準の要求事項を繰り返す情報しか含んでいない会計方針の開示

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

### 今後のステップ

審議会は、今後の会議でデュー・プロセスのステップについて議論する。

## IBOR 改革及び財務報告に対する影響（アジェンダ・ペーパー14）

審議会は 2019 年 3 月 14 日に会合し、次のことについて議論した。

- 2019 年 2 月のボード会議で示された救済措置を適用する選択肢を企業に与えるべきかどうか、また、企業は当該救済措置の適用をいつ中止すべきか — アジェンダ・ペーパー14
- デュー・プロセスのステップ — アジェンダ・ペーパー14A

### 任意適用と救済措置の終了（アジェンダ・ペーパー14）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 救済措置の適用は、該当がある場合には、強制とすべきである。
- b. 企業は、次のいずれか早い方が生じた時点で、救済措置を中止すべきである。
  - i. 生じるキャッシュ・フローの時期と金額に関する不確実性が解消
  - ii. ヘッジ関係が終了
- c. 救済措置の終了は、ヘッジ関係の終了前は、独立に識別可能なりスク要素には適用されない。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

### デュー・プロセスのステップ（アジェンダ・ペーパー14A）

審議会は、IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正案のコメント期間は 45 日とすべきであると暫定的に決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会メンバー全員が、適用のあるデュー・プロセスの要求事項に審議会が準拠しており、公開草案の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得していることを確認した。

IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の修正案に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

## 今後のステップ

審議会は公開草案を 2019 年の第 2 四半期に公表する計画である。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675